

中小企業活性化協議会等の支援により策定された経営改善計画に基づき
再生支援に取り組む中小企業の皆さんを応援します！

滋賀県制度融資のご案内

政策推進資金(再生支援枠)

中小企業活性化協議会等の支援により策定された経営改善計画に基づいた再生支援事業に必要となる資金としてご利用いただける融資制度を設けています。

資金使途	中小企業活性化協議会等の支援により策定された経営改善計画に基づいた事業に必要な資金
融資対象者	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>① 滋賀県中小企業活性化協議会による経営改善計画の策定支援を受け、今後の企業再生が見込まれる者</p> <p>② 金融機関等による経営改善計画の策定支援を受け、滋賀県信用保証協会経営サポート会議において、今後の企業再生が見込まれると判断された者</p> <p>③ 事業再生計画の策定支援機関の指導を受けて作成した計画等（※）に従って事業再生を行う借換資金が必要な者</p> <p>（※）計画とは、以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）のことをいう。</p> <p>【産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項に規定】</p> <p>⑦ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>① 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）第 59 条第 1 項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 32 条第 1 号に規定】</p> <p>⑦ 特定認証紛争解決手続（法第 2 条第 21 項に規定）に従って作成された事業再生計画</p> <p>① 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>⑦ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑦ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑨ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>⑦ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく調停における調書（同法第 17 条第 1 項の調停条項によるものを除く。）又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>【施行規則第 32 条第 2 号に規定】</p> <p>⑦ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第 140 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>【施行規則第 32 条第 3 号に規定】</p> <p>⑨ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p> <p>【施行規則第 32 条第 4 号に規定】</p> <p>⑨ 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>
融資限度額 (※ 1)	1 億円
融資利率	金融機関所定

信用保証料 (※2)	<p>必ず保証付き</p> <p>融資対象者①および②の場合、 ＜一般保証＞ 保証料率 年0.37%～1.82%</p> <p>融資対象者③の場合、 ＜事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）＞ 保証料率 年0.8%（責任共有制度対象）、保証料率 年1.0%（責任共有制度対象外） ただし、経営者保証免除対応（注）を適用する場合は、それぞれ0.2%を上乗せする。</p> <p>＜信用保証料の補助＞ 責任共有制度対象の場合は0.5%に相当する額、責任共有制度対象外の場合は0.7%に相当する額を国が補助する。経営者保証免除対応を適用する場合、上乗せする0.2%に相当する額についても国が補助する。 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。</p> <p>（参考）【申込人の保証料負担】保証料率 年0.3%</p>
融資期間	<p>融資対象者①および②の場合、 10年以内（据置2年以内） ただし、特に必要と認める場合は15年以内（据置2年以内）</p> <p>融資対象者③の場合、 10年以内（据置3年以内） ただし、特に必要と認める場合は15年以内（据置3年以内）</p>
担保・保証人 (※3)	必要となる場合あり（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。） また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。
取扱期間	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を付けて融資を受ける場合は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに保証申込を受け付けたものとする。
借入申込先	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会

令和7年4月1日現在

※1 設備資金の場合は、融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

※2 有担保の場合は0.02%の割りあり（融資対象者③の場合を除く。）

（注）次の(1)および(2)を満たす場合に、経営者保証を免除することができる。

(1)直近の決算が資産超過であること

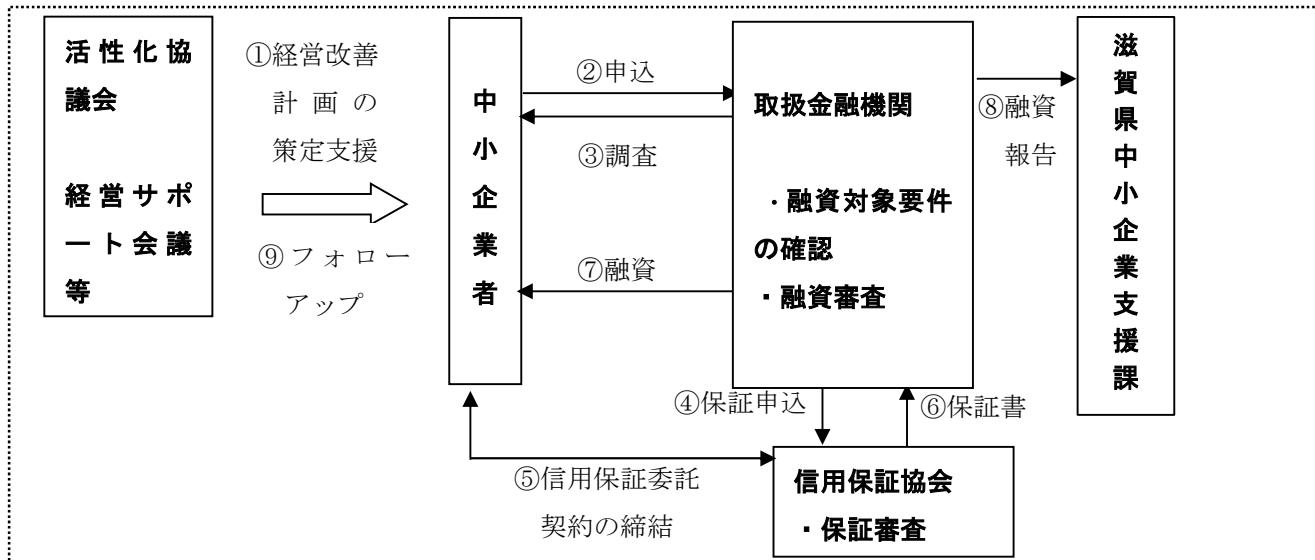
(2)法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

※3 申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択することができます。このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照ください。

（特記事項）上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。

また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

政策推進資金（再生支援枠）融資の流れ



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

事前相談と借入申込先： 上記の取扱金融機関

制度全般の相談： 滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係